

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年8月31日(金)
午前9時52分～午前10時41分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名
議長 丹野政喜 副議長 小野泰弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次 長 加藤 勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 平成30年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案)について
- 確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について
(2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取り扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取り扱いについて
 - ② 平成30年度名取市議会議会懇談会について

午前9時52分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

平成30年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の1ページ、1の（1）の①、今期定例会に提出のありました市長提出議案31カ件の内容について御説明いたします。

資料の1ページから4ページまでをごらん願います。

まず、報告事項については、平成30年度における本市の健全化判断比率と、水道事業会計及び下水道事業等会計に係る資金不足比率についての3カ件です。

次に、決算認定については、3カ件です。

次に、専決処分については、補正予算が1カ件です。

次に、条例議案については、11カ件です。内訳は、新規条例案が2カ件、改正条例案が9カ件です。

次に、補正予算については、8カ件です。

次に、人事案件については、人権擁護委員候補者の推薦2カ件です。

次に、その他の議決案件は、3カ件です。内訳は工事請負契約の締結1カ件、工事請負契約の変更2カ件です。

以上が市長提出議案31カ件の内訳です。

なお、今期定例会における、議員提出議案はありません。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ、② 一般質問をごらん願います。

一般質問につきましては、8月29日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には12名の議員より、合わせて質問事項27事項、質問要旨66項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、大友康信議員、2番、齋 浩美議員、3番、大泉徳子議員、4番、菅原和子議員、5番、大久保主計議員、6番、小野寺美穂議員、7番、郷内良治議員、8番、吉田 良議員、9番、菊地 忍議員、10番、佐々木哲男議員、11番、荒川洋平議員、12番、大沼宗彦議員、となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期につきましては、次第書1ページの③ 会期にお示ししておりますとおり、9月4日火曜日から9月27日木曜日までの24日間を要する案としております。

これらを踏まえまして④の会期日程（案）について御説明いたします。

資料5ページから6ページまでをごらん願います。

平成30年第4回定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の9月4日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第6号から報告第8号まで及び議案第88号から議案第115号までの市長提出議案31カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第88号から議案第90号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第6号から報告第8号までを一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑を行います。

次に、議案第91号の専決処分の承認に係る議案1カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第94号及び議案第96号から議案第102号までの改正条例案8カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第114号及び議案第115号の人事案件2カ件に対する質疑の後、採決を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月5日水曜日から9日日曜日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、7日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所等の現地調査等を行います。

9月10日月曜日から12日水曜日までは、一般質問を行います。

9月13日木曜日から17日月曜日までは休会とするものですが、13日木曜日及び14日金曜日は、議案審査等のための常任委員会を開催いたします。

13日木曜日は、ここには記載しておりませんが、午前に議会運営委員会を予定しております。

常任委員会につきましては、13日木曜日の午後に総務消防常任委員会を、14日金曜日は午前に建設経済常任委員会を開催し、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。

9月18日火曜日は、午前10時より本会議を開催し、議案及び補正予算の審議を行います。

初めに、議案第92号及び議案第93号の新規条例議案について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第94号の改正条例議案1カ件について、討論、採決を行います。

次に、議案第95号の改正条例議案について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第96号から議案第102号までの改正条例議案7カ件について、討論、採決を行います。

次に、議案第103号から議案第105号までの工事請負契約の締結1カ件及び工事請負契約の変更2カ件について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第106号から議案第113号までの各会計補正予算8カ件について、質疑、討論、採決を行います。

19日水曜日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第88号から議案第90号までの平成29年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、一般会計歳入に係る補足説明を受けます。

20日木曜日から26日水曜日までは、休会とするものです。

その間、20日木曜日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

21日金曜日、25日火曜日及び26日水曜日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれが所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月27日木曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第88号から議案第90号までの平成29年度決算関連議案3カ件に対する討論及び採決を行います。

最後に、議員の派遣について採決し、9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長（長南良彦） ただいま、平成30年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。9月定例会の会期及び日程案については、9月4日から9月27日までの24日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第4回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月4日から9月27日までの24日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書1ページの下段をごらん願います。

9月3日月曜日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

議案第92号から議案第102号までの、条例議案11カ件に対する説明であり、説明員は、各条例を所管する部課長です。

引き続き、決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について御説明いたします。次第書の2ページをごらん願います。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月7日金曜日の午前9時までとなりますので、よろしく願いいたします。

確認事項については以上です。

○委員長（長南良彦） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限につきましては、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の2ページ、① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の7ページから8ページ、議案の取り扱い（案）をごらん願います。

まず、報告第6号から報告第8号までにつきましては、9月4日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第88号から議案第90号までの決算関連議案3カ件については、まず、9月19日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後財務常任委員会での審査を経て、9月27日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第91号の専決処分1カ件につきましては、9月4日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、起立採決を行い

ます。

次に、議案第92号から議案第102号までの条例案についてです。

まず、議案第92号及び議案第93号の新規条例案2カ件については、9月18日火曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第94号の改正条例案は、9月4日火曜日に上程し、質疑及び委員会付託を行います。9月18日火曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行います。

次に、議案第95号の改正条例案は、9月18日火曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第96号から議案第102号までの改正条例案7カ件については、9月4日火曜日に上程し、質疑及び委員会付託を行います。9月18日火曜日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

改正条例案につきましては、議案第94号を総務消防常任委員会へ、議案第96号から議案第101号までを民生教育常任委員会へ、議案第102号を建設経済常任委員会に付託を行います。その後、9月18日火曜日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

議案第94号及び議案第97号については、まとめ条例ではありますが、議案第94号については含まれる条例全てが総務部所管のものであり、また、議案第97号については含まれる条例全てが健康福祉部所管のものであることから、議案第94号は総務消防常任委員会に、議案第97号は民生教育常任委員会に付託を行うものです。

なお、議案第95号につきましては、改正条例案ではありますが、複数の委員会にまたがる条例のため、9月18日火曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第103号から議案第105号までの工事請負契約の締結1カ件及び工事請負契約の変更2カ件については、9月18日火曜日にそれぞれ質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第106号から議案第113号までの補正予算案8カ件につきましては、9月18日火曜日にそれぞれ質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起

立採決を行うものです。

次に、議案第114号及び議案第115号の人権擁護委員候補者の推薦2カ件につきましては、9月4日火曜日、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を9月13日木曜日の午後に、建設経済常任委員会を9月14日金曜日の午前に、民生教育常任委員会を同日午後に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻につきましては、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の9ページをごらん願います。

まず、9月19日水曜日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催いたします。

1の（1）の会計管理者の補足説明を受けることとなりますが、これに先立ち、付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。その後、執行部が入室し、一般会計歳入に係る補足説明を受けることとなります。

1の（2）の一般会計歳入の審査は、20日木曜日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、21日金曜日、25日火曜日及び26日水曜日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

27日木曜日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討

論、採決を行います。

なお、この後御説明する、決算審査要領（案）と重複しますが、分科会審査日に対する分科会の割り当てについては、日付順に第1分科会から割り当てること、財務常任委員会及び同分科会の開会時刻につきましては、例年どおり原則午前10時開会とする案としております。

次に、次第書の2ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取り扱いについてです。

取り扱い案については、記載のとおり、委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程に基づき本会議において審議を行うとするものです。

委員会付託を行った市長提出議案については、9月18日火曜日に行うこととなります。

議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、① 決算審査要領案について御説明いたします。

資料については、10ページから12ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思っております。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、平成30年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務委員長の指名推薦によるものとしております。

分科会の開催は、財務委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月19日の財務委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取り扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手續については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務委員会における分科会委員長報告に対する質疑にあたっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領（案）については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、御説明いたします。

資料については、13ページ及び14ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、平成29年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、平成29年度名取市一般会計歳出決算のうち、総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、震災復興部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月19日に開催される財務常任委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま書記をして、決算関連議案の審査について説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置につきましては、決算審査要領（案）のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置につきましては、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） それではお諮りいたします。

決算審査表につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

決算審査表につきましては、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） それでは、次第書3ページ、資料は15ページ及び16ページをごらん願います。

今期定例会には、1カ件の陳情が提出されております。取り扱いにつきましては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

それでは、陳情の内容について御説明いたします。

陳情第10号 市道下堀八角線の拡幅改良工事に関する陳情です。提出者は、吉田第二町内会会長 大友賢一氏です。調査については、建設経済常任委員会へ要請するものです。

陳情の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、陳情の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。陳情1カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、平成30年度名取市議会議会懇談会についてを議題といたします。

初めに、① 開催方法及び開催時期について、前回8月6日に開催した議会運営委員会において議長より諮問があり、各会派の御意見をいただいたところ です。

資料17ページから19ページまでは、各会派の御意見を表にまとめたものです。

各会派からの御意見を、表の順に伺いたいと思います。

公明名取より順番にお願いいたします。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 開催方法は昨年同様、一般市民との懇談会を3カ所、関係団体との懇談会を3カ所で開催する案です。来年度は関係団体とは実施せず、平成29年度及び平成30年度に開催していない5カ所の公民館に集会所1カ所を加えて実施します。また、今年度の開催ポスターに、来年度開催予定の会場名を記載した上でお知らせすることを提案します。開催時期については、例年通りでよいと思います。なお、その他の意見としてですが、2020

年からの開催については、1年目と3年目は一般市民を対象とした懇談会を3カ所及び関係団体との懇談会を3カ所で実施し、2年目と4年目は一般市民を対象とした懇談会を6カ所で実施することを提案するものです。

○委員長（長南良彦） 次に、青雲倶楽部の御意見について、山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 一般市民を対象とする懇談会及び関係団体を対象とする懇談会の併用でよいと思います。班編成も常任委員会単位でよいとの考えです。関係団体を対象とする懇談会については、対象団体の選定も各常任委員会に任せることとするものです。その他の意見として、一般市民を対象とする懇談会の開催箇所については、今年度は高館公民館、名取が丘公民館、高柳集会所の3カ所とし、平成31年度は、館腰公民館、増田公民館、閑上公民館とすることを提案します。開催時期については、11月上旬から中旬として会派の意見はまとまりました。

○委員長（長南良彦） 次に、創政会の意見について、私から申し上げます。

一般市民との懇談会は、6会場で開催とする案です。沿岸部、中央部、西部で分けて考え、今年度は相互台公民館、那智が丘公民館、館腰公民館、名取が丘公民館と、沿岸部は高柳集会所、閑上地区の戸建住宅内に9月完成予定の集会所を加えた6会場とするものです。なお、平成31年度は、ゆりが丘公民館、高館公民館、そして今年完成する増田公民館、閑上公民館とし、あわせて、堀内集会所、小塚原北か小塚原南の集会所を選定することを提案します。6会場で実施とし、班が3つありますので、各班2カ所ずつと考えました。関係団体との懇談会については、昨年同様、各常任委員会単位で1回ずつ実施することとするものです。開催時期については、11月上旬から中旬とし、夜間の開催を提案します。その他の意見としては、関心の高いテーマを盛り込んでどうかということと、昨年初めて関係団体との懇談会を実施しましたが、各班の総括を見ても非常に勉強になった、参考になったとの意見がありましたので、必ずしも議会懇談会という形に限らず、前向きに開催を検討していくべきとするものです。創政会としては以上です。

次に、日本共産党の御意見について、小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 前回の議会運営委員会での諮問の際に話したように、具体的な場所は特にありませんが、一般市民を対象とする懇談会を3カ所から6カ所にする。来年度開催予定の分はお知らせする。また、関係団体との懇談会は実施すべきということです。開催時期については11月上旬から中旬。その他の意見は特にありません。

○委員長（長南良彦） 次に、明誠クラブの御意見について、大久保主計副委員長。

○委員（大久保主計） 議長諮問のとおり、前年と同様の開催とするものです。理由は、前年度の総括の時は、前回の議会運営委員会であった開催回数が足りないとの意見はなく、妥当としていたことが一つ。また、公民館以外の集会所などをふやすという意見もありましたが、どこの集会所を選ぶかという判断の基準がないということです。具体的な提案としては、平成30年度は名取が丘公民館、高館公民館、相互台公民館。そして閑上公民館と増田公民館が今年度に完成するので、その開催は平成31年度とし、あわせて那智が丘公民館で開催する。館腰公民館とゆりが丘公民館については、平成30年度と平成31年度で振り分けるものです。班編成としては3班となり、1つの班が多く担当することになりますが、それは議会側の都合であって、だからといって他の会場をふやすとすると、ふやす会場の選定、判断はどのようにするのかということで、2カ年で公民館を4カ所ずつ分けて実施する案としています。開催時期は例年と同じ11月上旬から中旬が妥当であり、また前回の議会運営委員会で話題となった区長さんからの御意見については、議会側の進行の問題が大きいので、今後検討していくべきということでまとまったところです。

○委員長（長南良彦） 次に、名和会の御意見について、吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 開催方法は、議長の諮問のとおりで結構です。開催時期についても、同じく11月上旬から中旬とすることでよいと思います。具体的な開催場所の選び方については、地域における懇談会は公民館を主体として行っていくということで、11公民館を2つに分け、5会場と6会場で1年ごとに実施していくことを基本としたいと思います。関係団体については、現状のまま3団体とし、今年は間に合わないかも知れませんが、できれば公

募していきたい。公民館だけでは地域に限られるということで、集会所での開催について要望をいただくこともあるとのことですが、集会所での開催はあくまでその集会所を管理している町内会の要請や要望ということで受け止めて、各種団体との懇談会として、地域づくりの観点から総務消防常任委員会で実施するのがよいと思います。集会所での開催については、そのような取り扱いにすることを提案したいと思います。そうすると、毎年公民館を5カ所から6カ所、また関係団体との懇談が3回、あわせて8から9回の開催とする案です。また、一つ検討していただきたいこととして、報告書のあり方についてです。現在は公民館ごとに報告書を設置していますが、報告書の中身をもう少し簡略化できないかとする意見がありました。具体的な案まではまだありませんが、そういった意見があったということをつけ加えておきます。

○委員長（長南良彦） ただいま、各会派より開催方法及び開催時期について御意見をいただきました。

各会派からの御意見としては、開催方法は一般市民を対象とする懇談会及び関係団体を対象とする懇談会の実施、班編成は常任委員会単位とすることで、議長案の内容と一致しております。

また、開催時期についても、議長案の11月上旬から中旬以外とする御意見はありませんでした。

よって、開催方法及び開催時期については、一般市民を対象とする懇談会及び関係団体を対象とする懇談会の実施とし、開催時期についても、11月上旬から中旬といたしたいと思いますが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

なお、開催回数及び開催箇所については、今後設置予定の議会懇談会実施委員会で協議いただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） お聞きしたいのですが、公明名取からの御意見で、2020年からの開催の考え方がありましたが、これは議員改選後のことになります。改選後のことは、この場で決めることではないと思います。また、その中身で、2年目4年目で一般市民との懇談会6カ所、これは西部6カ所、

中央部6カ所、東部6カ所からのあわせて18カ所の中から6カ所選ぶということですか。

○委員長（長南良彦） 菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 考え方としては、1年目と3年目は西部1カ所、中央部1カ所、東部1カ所と関係団体との懇談会を実施します。2年目と4年目は西部2カ所、中央部2カ所、東部2カ所で合わせて一般市民との懇談の箇所を18カ所とするものです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

平成30年度名取市議会議会懇談会に係る、開催方法及び開催時期につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、平成30年度名取市議会議会懇談会に係る、開催方法及び開催時期につきましては、そのように決定いたしました。

次に、② 議会懇談会実施委員会の設置について、書記より説明いたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の3ページをごらん願います。

議会懇談会実施委員会は、議会懇談会の実施に関し、協議・調整を行う場として平成27年9月の改正から名取市議会会議規則に位置づけられたものです。

構成員については、各会派から選出された議員とされており、過去3年間は、議会運営委員会の構成をそのまま移行させる形で選任されております。

今年度の議会懇談会実施委員会の設置に当たりましては、委員の構成について、昨年度までと同様の取り扱いとすることをお諮りするものです。

説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、書記より説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。

議会懇談会実施委員会の設置につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

よって、議会懇談会実施委員会の設置につきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時41分 散会

平成30年8月31日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦